



第十一回

地域主権改革の見取り図

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

地域主権戦略会議（議長・鳩山由紀夫首相）が昨年十二月に動き出し、地域主権改革の姿が少し見えてきました。原口一博副議長（総務相）が示した工程表案によると、今通常国会に法案の形で提出するのは、国・地方の協議の場の設置、関係省と協議が整った分の法令による義務付け・枠付けの見直し、直轄事業負担金のうち維持管理費分の廃止、地方議会の議員定数などに関する地方自治法の一部改正などです。

今年夏には、「地域主権戦略大綱」（仮称）をまとめます。それにはひもつき補助金の一括交付金化についての基本的考え方を盛り込み、二〇一一年度からの実施を目指します。地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）が勧告した都道府県から基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付け見直しの追加分、それに国の出先機関改革の基本的考え方も入る予定です。

さらに三年後くらいを目標に、地方自治法を抜本的に見直した「地方政府基本法」の制定、地方の自主財源の充実確保、自治体間連携、「緑の分権改革」などに取り組むとされています。

六つの改革課題

ただ、こう羅列しても、分権改革の流れの中の位置付けがはつきりしません。第一次分権改革で地方分権推進委員会（諸井虔委員長）が

提出した最終報告が分権改革の課題を要領よくまとめているので、それと照らし合わせてみましょう。最終報告は今後の課題として、①地方税財源の充実確保②法令等による義務付け・枠付けの緩和③事務権限の移譲④地方自治制度の再編成⑤住民自治の拡充⑥憲法が規定する「地方自治の本旨」の具体化、の六つを挙げています。このうち、①と②は自治体の自由度の拡大に直結するものです。③と④は権限（仕事）の拡大とそれに伴ういわゆる受け皿整備です。

小泉内閣の三位一体改革は①を課題としたものですが、結果的には地方交付税の大幅削減により地方税財源の充実確保への期待は裏切られました。丹羽委員会が推進役になったここ三年近い改革は①から③まで取り組んだほか、国の出先機関の縮小など分権改革の本筋からはややはずれたものも取り上げました。幅が広すぎた分、どれも掘り下げが不足した印象があります。②に正面から向き合ったのは一歩前進と言えるでしょう。ただ、前政権は勧告を受け取っただけですから、実施は宿題のままです。

重点をどこに置くか

地域主権戦略工程表案のうち、義務付けの見直しや直轄事業負担金の縮小、出先機関改革などは前政権からの持ち越しです。鳩山政権とし

て新たに取り組むのは、マニフェスト（政権公約）に掲げた補助金の一括交付金化や「地方政府基本法」の制定です。一括交付金化は①の課題ですが、地方の自由度がどの程度拡大するかまだ見えません。最終的には、地方への税源移譲か地方交付税との一体化に行き着かないと、①の課題にこたえたとは言えないでしょう。

「地方政府基本法」制定では、英国のような自治体での議院内閣制の採用も検討課題とされているようです。これまでも、首相の諮問機関である地方制度調査会が住民自治制度の検討をしてきましたが、部分的な手直しにとどまっています。抜本的な見直しとなれば、⑤の課題に初めて本格的に取り組むこととなります。

ただ、工程表案は原口プランとも呼ばれており、原口氏の私案的なものです。地域主権戦略会議の議論次第では重点課題が変わることも予想されます。国・地方の協議の場が動き出せば、それにも左右されそうです。地方六団体が同戦略会議の発足に際して提出した意見では、「地方が自由に使える税財源の充実が極めて重要」であり、工程表に「必ず盛り込む」よう求めています。三位一体改革で不発に終わった①の課題です。新政権も手を広げすぎると、アブハチ取らずに終わる心配があります。①と⑤を中心に重点課題を絞る必要がありそうです。